

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所公的研究費等不正防止計画

(平成27年4月1日)
理事長制定

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱規程第5条により、研究費、研究活動の適正な運営・管理を行うため、不正防止計画を以下のとおり定める。

なお、公的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行うものとする。

区分	手続等	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
組織	責任体系の明確化	・公的研究費の管理体制が明確でない。	・責任体制の周知とともに、問題が発生した場合に誰がどのような責任をとり、研究所がどのような不利益処分を受ける可能性があるかを併せて周知する。
意識	意識の向上	・研究費が公的資金であるという意識が希薄である。 ・研究者と事務職員のコミュニケーション不足による意識のずれが生じている。 ・年度末に予算執行が集中する。	・公的研究費に対する説明会や研修会等を実施して研究者及び事務職員等の理解や意識向上を図る。 ・研究者個人、事務職員個人の考え・知識に依存することなく、交付目的に沿った使用となる共通ルールを策定する。 ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行い、必要に応じて改善を求める。
管理	管理・監査体制	・研究者と事務職員の間、事務職員同士の間で統一したルール、理念が共有されていない。 ・執行に制限のある競争的資金等の研究費管理体制を整備する必要がある。 ・監査対象が特定の分野に偏り、長期間監査が実施されない部署がある。	・研究所として統一化したルール作りのために、取りまとめを行う部署の構築を検討する。 ・執行に制限のある競争的資金について、配分機関等の主催で行われる説明会には事務職員だけでなく研究者も出席し、意識の向上を図る。 ・監査は実施済の監査内容を踏まえた上で、特定の分野に偏ることのない監査計画の策定及び監査を実施する。
旅費	事前手続	・旅行命令・依頼の事前発令がなされずに出張が行われている。	・事後になると研究目的との整合性や、他の業務との重複が確認できないため、事前申請の徹底を図る。
	旅行実施確認	・実施確認のための旅行命令書(復命書)が事務的に簡潔に作成され、実施確認が十分に行われていない可能性がある。	・用務内容が研究発表等の場合は発表の内容を簡潔に、打合せの場合はどの機関の誰とどのような内容の打合せを行ったのかを明記する。 ・外国出張した場合は、報告会を実施することにより実態の把握に努める。
謝金等	事前手続	・謝金実施伺が事後に提出されている。	・謝金実施伺は必ず事前に届け出るよう周知を図り、届け出のあったものについては、速やかに処理手続を行う。
	実施確認	・実施確認(業務時間、業務内容、成果物等)についてどのような確認が取られているのかが分からない。	・実施確認は原則として事務職員が行う。
物件費	納品・検収	・受領及び検収の手続きが、研究職員等に十分に周知されていない。	・研究室等への直接納品は原則認めず、受領及び検収が適切に行われていない場合は支払手続を行わないものとする。 ・物品検収の事務の流れについて、職員及び納入業者に対して周知徹底を図るものとする。
通報	通報窓口	・通報(告発)を受ける窓口の存在が十分に所外者に周知されておらず、不正防止への対応が遅れる。	・ホームページにより全役職員(非常勤を含む。)及び業者等外部への発信を実施する。 ・業者には定期的に公開URLを載せた紙媒体の案内を配布及び掲示する。
ねつ造・改ざん・盗用	研究成果の発表	・競争的資金の獲得には優れた研究成果が求められ、研究者に常にプレッシャーを与えている。	・定期的な研究倫理教育の実施。 ・シニアな研究者による若手研究者に対する研究倫理教育と支援の実施。 ・複数の研究者にまたがる研究成果に関して責任著者が果たすべき役割の明確化。